

令和2年度ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果について

関東東北産業保安監督部
保 安 課
令 和 3 年 6 月

令和2年度関東東北産業保安監督部において実施したガス事業法第172条第1項に基づく立入検査の結果は、以下のとおり。

【第3四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	・平成30年12月に行った導管(供給管)工事について、気密試験を行い、漏えいがないことの確認を行っていない。 ・平成29年4月～6月にかけて実施した内管の漏えい検査結果のうち、漏えいが確認された箇所の改修が行われていない。 ・調査業務のうち、自主調査について、4年の頻度を超えて実施している。 ・保安業務監督者の資格が、保安業務規程に定めたものとなっていない。

【第4四半期】

事業者区分	立入検査結果
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
特 定 ガ ス 導 管 事 業 者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者／一般ガス導管事業者	指導事項なし。
ガス小売事業者(特定ガス発生設備)	指導事項なし。
ガ ス 製 造 事 業 者	指導事項なし。